

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下、委員会という。）において、県より農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
うえのいなこ
上野依那古2期地区の審査依頼を受けた。

この事業に関しては、同年8月9日に開催した第2回委員会、同年9月7日に開催した第3回委員会、同年10月15日に開催した第4回委員会、同年11月16日に開催した第6回委員会、同年12月16日に開催した第7回委員会及び平成17年1月13日に開催した第8回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに審査資料に基づき審査を行った。また、この間、平成16年11月2日に開催した第5回委員会において現地調査も行った。

2 意見

（1）農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

8番 うえのいなこ 上野依那古2期地区

8番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成16年9月7日に開催した第3回委員会において審査を行った結果、審議未了となったため、同年10月15日に開催した第4回委員会において継続審議を行った。

その結果、計画交通量の妥当性について判断できなかったため、同年11月2日に開催した第5回委員会において現地調査を行った。

この第4回委員会及び第5回委員会の審査結果を踏まえ、同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、当農道の当初計画が、農業効果のみならず一般交通効果の大きい計画であったことを考えると、ルート変更を必要とした時点で当農道の初期目的も変更になることから、改めて、農道の必要性について検討するべきであったと考えられた。したがって、これらを説明できる資料の提出を待つて再審議としたところである。

同年12月16日に開催した第7回委員会において審査を行った結果、第6回の委員会

で説明のあったアンケート調査を基にした計画交通量に替えて、ネットワーク手法を基にした計画交通量について説明を受けたが、前者の計画交通量に対して後者の計画交通量が著しく増加していたため、たとえ手法を替えたとしても著しく計画交通量に変化が生じたことは、その信頼性に疑問を持たざるを得ないものと判断された。また、県の調査は、既存道路の実態調査、すなわち、交差点や踏切での一旦停止や信号待ちなどの多様なファクターを踏まえて実測をしていなかったため、計画交通量との比較ができなかったことから、この妥当性、及びこれにかかる費用便益の再計算結果の妥当性を判断できなかった。したがって、これらを説明できる資料の提出を待って再審議としたところである。

今回、平成17年1月13日に開催した第8回委員会において、これまで行った委員会の審査結果等を踏まえ、農免農道事業上野南部地区と直結できるルートを検討する方向で、再度、ルート設定を行い、平成18年度に改めて本委員会の審議を希望するとの説明があった。

本委員会は、農道を整備するのであれば投資効果の観点から国道422号のバイパス効果を最も大きく発揮できるルートが望ましいと判断していたところである。したがって、今回、県が、この方向でルートを検討されることに異存はない。

しかし、このルートには希少な野生生物が生育している範囲があることから、客観的な調査を行って希少な野生生物を保全した農道整備事業となるよう計画されることが重要である。

一方、費用対効果分析については、分析手法を変えたとしても、その結果が著しく変化したことは、県として責任ある分析結果を示せなかったものであり遺憾である。今回、実測に基づいてネットワーク手法により分析されたように、今後も、信頼性の高いデータを基に、農業外効果も含めて客観的な分析をされるよう望むものである。

また、ルートを変更することによって農業者の利用度にも変化が生じると考えられる。したがって、農業者の担い手対策も含めて長期的な農道の利用計画をされるよう求めるものである。

本農道については、地域の根強い地元要望がなされているようであるが、次回、本農道を再評価する場合は、要望されている具体的な方々の立場とその要望内容等を明確にされるとともに、農道を整備することによってこの方々の要望に対してどのような効果が発現されるのか評価を加えられたい。

以上、本委員会の意見を付して、「改めて本委員会の審議を受けたい。」とする県の判断を了承する。